

守山市告示第 415 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能であるため、地方税法（昭和 26 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、守山市総務部税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和 8 年 8 月 19 日

守山市長 森 中 高 史



| 種類    | 税目      | 年度 | 期別    | 納税義務者の氏名および住所                       |
|-------|---------|----|-------|-------------------------------------|
| 納税通知書 | 国民健康保険税 | 8  | 1～10期 | 山口 龍<br>滋賀県守山市守山六丁目 12 番 13 号 長谷川様方 |